

議会改革に関する意見募集（パブリックコメント）の結果について

議会基本条例の9テーマ

1. 実施期間 2018（平成30）年10月10日から11月11日まで
2. 提出者数 3名
3. 提出された意見の内容等

項番	テーマ	提出された意見	提出された意見に対する考え方
1	条例	市民の定義については、国立市に関わる全ての人のことを言うと思います。住民税を払っている人のみを表すのではあまりに狭く、市の発展は学生や働く人の力を得なければいけません。今まで通りの前文解釈が良いと思います。	いただいた意見に関しては議会改革特別委員会においても同様の意見がございました。しかし別な角度の意見もあり丁寧な協議を重ねましたが、3つの意見に別れ集約ができませんでした。市民の定義は条例全体に関わることなので大事な論点であります。よって市民の定義についての議論は次期以降に申し送りたいと考えています。
2	条例	<p>(1)前文と市民の定義について 「市民」とは議会の人選のために主権を持つ者と考えるべきではないだろうか。人選する権利を持ちうる者。議会での話し合いを行う議員を選ぶことができる者と定義されていると読み取れるはず。国立市内の在勤者は国立市議会の議員を選出する選挙権を持つ者になるのか？在学する者でも国立市議会の議員選出選挙権を持つ者であれば「市民」となりうるかと考える。国立市内において在勤・在学する者・法人はそのつど「市民」と表現するのではなく、国立市の区域内に存する事業所等に勤務する者及び国立市の区域内に存する学校等に在籍する者として表記・表現すればよいと考える。全てを市民とひとくくりにして表現・表記しようとするからややこしくなるので、別々に表記・表現する方向にしてほしい。</p> <p>(4)交渉団体について 会派については、各会派に市予算から活動費等が出ているのなら問題があるが、会派への活動費等がなければ一人だろうが10人だろうが構わない。費用等についての記載がないので、活動費等の費用は支払われていないことと認識してよいか？問題は会派うんぬんではなく会派への費用が発生しているかどうかである。発生しているのであればその根拠と支払額・決算額・領収書を全会派とも公開するべきである。</p> <p>(7)議会図書室について セキュリティ上の問題であれば、権限を持つ者が間に入って閲覧を許すとか、権限をもつ者が必要な情報について提示するなり、方法を考えればよいのであって、国立市内在住・在勤者の要望があれば隠すことなく全て提示する方法を考え、「できない」や「難しい」で終わらせてしまうのは、国立市在住・在勤者への義務を果たしていないと判断できる。</p> <p>(8)災害時の対応全般・防災について いつどんな災害が起こるかわからない状況（現在）において、検討するでは遅すぎないか？すでに検討が済み防災マニュアルや対応について国立市中の小学生から年配者、法人から企業まで全ての方々周知している段階になっていなければいけないのではないかと。遅すぎるので早くまとめて国立市に関わる人全員へ発表してほしい。</p> <p>以上 議会改革についてのコメントを出していないテーマについては意見はない。</p>	<p>(1)前文と市民の定義について 上記同様、いただいた意見に関しては議会改革特別委員会においても同様の意見がございました。しかし別な角度の意見もあり丁寧な協議を重ねましたが、3つの意見に別れ集約ができませんでした。市民の定義は条例全体に関わることなので大事な論点であります。よって市民の定義についての議論は次期以降に申し送りたいと考えています。</p> <p>(4)交渉団体について 国立市議会では、議会基本条例第22条（政務活動の充実）と「国立市議会の会派に対する政務活動費の交付に関する条例」に基づいて、会派の政務活動に対して一人あたり月額1万円支給しています。現在、ホームページで公開しているのは会派ごとの収支報告書だけですので、明細書や領収書を含めて公開すべきであるとの意見として、受け止めます。</p> <p>(7)議会図書室について 現況は難しい状況ではありますが、ご指摘の通り、情報公開ができるように積極的に連携の強化に努めて参ります。</p> <p>(8)災害時の対応全般・防災について 議会における災害対応については、議会としても喫緊の課題であるとの認識のもとで協議してまいりました。検討が遅いとの指摘はしっかり受けとめ、改善に努めます。災害時の適切な市民対応については、国立市防災安全課に伝えます。</p>
3	条例	<p>条例の目的の①②③などについては、議会として当然のことです。その立場で活動していると思っていますが新たに条例をつくるのがどれだけの意味をもっているのかよくわからない。</p> <p>市長とのなれあいなどもっての他、きちんと住民の視点で住民の福祉の増進のためにやることを何故あえて問題にするのでしょうか。</p> <p>ただ、議員の産休、育休などについては明記していくことは必要かとは思いますが。</p>	<p>これまで、自治体議会は憲法第93条に「議事機関」として位置付けられている以外に、法律にも条例にも直接その意義や目的は定められていませんでした。そこで、当然のこと、大事なことであるからこそ、国立市議会として一番最初に「条例の目的」として記載したものです。</p> <p>議員の産休、育休については、前文に基本理念となる条例名を盛り込み、第2条（議会の活動原則）に男女共同参画に努めることを明記した上で、会議規則に定めることとしました。</p>